

上越市子ども交流活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもの異学年交流、地域交流等の促進を図り、ひいてはリーダーの育成につながる活動を行う団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 市内の単位子ども会
- (2) 市内の地区子ども会連絡協議会
- (3) 地域青少年育成会議
- (4) 市の区域内で活動する文化活動団体で5人以上の構成員で組織されるもの（政治活動、宗教活動又は営利を目的とする団体を除く。）
- (5) 前各号に掲げる団体に類する団体として市長が認める団体（スポーツ団体を除く。）

(補助対象活動)

第3条 補助金の交付の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、次の各号のいずれにも該当する活動で市長が適当と認めるものとする。

- (1) 子どもの異学年交流、地域交流等の促進を図り、ひいてはリーダーの育成につながる活動であること。
- (2) 前条第4号に掲げる団体にあつては、当該団体の構成員でない子どもが参加する活動であること。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	備考	補助率
謝金	講師等の謝金	10/10
旅費	講師等及び同伴する大人の旅費	10/10
消耗品費	景品代を除く。	5/10
賄材料費	野外炊飯等料理の食材費に限る。	5/10
印刷製本費	案内チラシの印刷費等	5/10
通信運搬費	切手代等	10/10

保険料	全国子ども会安全共済会を除く。	10 / 10
使用料及び賃借料	施設の使用料、機器借上料、自動車借上料等	10 / 10
その他市長が必要と認める経費		5 / 10

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費のそれぞれに前条に規定する補助率を乗じて得た額の合計額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 参加又は募集の範囲が地域自治区（市長が適当と認める団体にあつては、中学校の通学区域。次号及び第3号において同じ。）の全域に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 1団体につき1万円
- (2) 参加又は募集の範囲が地域自治区の全域に満たない場合で複数の団体にわたるとき。団体数に1万円を乗じて得た額（団体数が10を超える場合は、10万円）
- (3) 参加又は募集の範囲が地域自治区の全域を含む範囲又は市内全域である場合 10万円

2 補助金の交付は、一の年度につき1団体当たり1回とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、上越市子ども交流活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に事業計画書を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市子ども交流活動支援事業補助金交付^{決定}通知書（第2号様式）_{却下}により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助対象活動が終了したときは、その終了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、上越市子ども交流活動支援事業補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他支出を証する書類の写し
- (2) 事業の実施状況が分かる写真

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市子ども交流活動支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市子どもリーダー育成事業補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市子ども交流活動支援事業補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年1月17日から実施する。

第1号様式（第6条関係）

上越市子ども交流活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市子ども交流活動支援事業補助金の交付を申請します。

申請者	団体名	
	代表者住所	
	代表者名	
	電話番号	
活動の名称		
実施期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで	
実施場所		
参加又は募集の範囲 ※ 範囲の名称を具体的に記載してください。	<input type="checkbox"/> 地域自治区の全域（名称 ） <input type="checkbox"/> 中学校の通学区域の全域（名称 ） <input type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> その他（名称 ）	
活動の目的及び内容		
活動全体の中で、リーダーの育成につながる活動内容 ※ 具体的に記載してください。		
参加予定者数	人 （内訳） 〔 未就学児 人、小学生 人、中学生 人 〕 〔 高校生等 人、大人又は指導者 人 〕	

事	収入の部			
	費 目	金 額	説 明	
	補助金	円		
		円		
		円		
	計	円		
業 費	支出の部			
	費 目	金 額	説 明	
	謝金	円		
	旅費	円		
	消耗品費	円		
	賄材料費	円		
	印刷製本費	円		
	通信運搬費	円		
	保険料	円		
	使用料及び賃借料	円		
	補助対象外経費	円		
		円		
	計	円		
	補 助 金 の 申 請 額		円	

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

第2号様式（第7条関係）

上越市子ども交流活動支援事業補助金交付 ^{決定} 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった上越市子ども交流活動支援事業補助金の
と お り 決 定
交付について、次の ^{理由により申請を却下} したので通知します。

決定	補助対象活動	
	交付決定額	円
	交付条件	(1) この補助金の対象となる活動及びその内容は、年 月 日付け補助金交付申請書に記載のとおりとする。 (2) この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。 (3) 上越市補助金交付規則に従うこと。
却下	理 由	

第3号様式（第8条関係）

上越市子ども交流活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 上越市長

上越市子ども交流活動支援事業補助金の交付決定を受けた活動を完了したので次のとおり報告します。

申請者	団体名	
	代表者住所	
	代表者名	
	電話番号	
活動の名称		
補助金の 交付決定額	円	
実施期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで	
実施場所		
参加又は募集 の範囲 ※ 範囲の名称を 具体的に記載し てください。	<input type="checkbox"/> 地域自治区の全域 (名称) <input type="checkbox"/> 中学校の通学区域の全域 (名称) <input type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> その他 (名称)	
参加者数	人 (内訳) 〔 未就学児 人、小学生 人、中学生 人 〕 〔 高校生等 人、大人又は指導者 人 〕	
実施内容 ※ 具体的に記 載してくださ い。	(実施した活動内容) (上記のうち、リーダーの育成につながる内容)	

事業 評価	活動全体の 評価	A：計画どおり実施することができた。 B：ほぼ計画どおり実施することができた。 C：計画どおり実施することができなかった。 (いずれかに○を付けてください。) ----- 評価の理由：		
	リーダーの 育成につな がる活動の 評価	A：計画どおり実施することができた。 B：ほぼ計画どおり実施することができた。 C：計画どおり実施することができなかった。 (いずれかに○を付けてください。) ----- 評価の理由：		
	子どもが活 動を通して 変化した点			
事業 の 収 支 決 算 書	収入の部			
	費 目	予算額	決算額	説 明
	補助金	円	円	
		円	円	
		円	円	
	計	円	円	
	支出の部			
	費 目	予算額	決算額	説 明
	謝金	円	円	
	旅費	円	円	
	消耗品費	円	円	
	賄材料費	円	円	
	印刷製本費	円	円	
	通信運搬費	円	円	
	保険料	円	円	
	使用料及び賃借料	円	円	
補助対象外経費	円	円		
	円	円		
計	円	円		
収支差引額		円		